

施設整備を計画中の皆様へ

令和2年度 特定施設入居者生活介護  
事前相談及び都の総量管理について（ポイント）

**対象：有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 軽費老人ホーム**  
(介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定申請を計画しているもの)

【 都における事前相談の受付期間（令和2年度）】

(4月) 17日～月末・(5月以降) 月初～月末

【 上記受付に係る予約方法 】

4月10日（金曜日）午前9時00分以降に電話にて受け付けます（※予約必須）。

- ・ 受付電話番号は、対象施設種別ごとに、下記お問い合わせ先に記載の番号とします。
- ・ 来庁による予約など、電話以外の方法での予約受付は行いません。
- ・ 予約受付開始日は、1回の電話につき予約は計画書1件までとさせていただきます。
- ・ 1件の計画書提出についての予約電話は1件の電話のみとさせていただきます。

- 整備枠は「第7期東京都高齢者保健福祉計画」（平成30年度～平成32年度）に基づき定められています。
- 都と事前相談をする前に、整備予定地所在の区市町村と事前相談をしてください。
- 都における事前相談状況を踏まえ、月ごとに「計画書収受日順」で整備枠を割り振ります。
- 都計画における整備枠がない圏域では、区市町村が計画を認めるか否かで、指定の可否が決まります。
- 最新の整備枠状況・事前相談に必要な書類は、都福祉保健局ホームページで公表しています。

【お問い合わせ先】

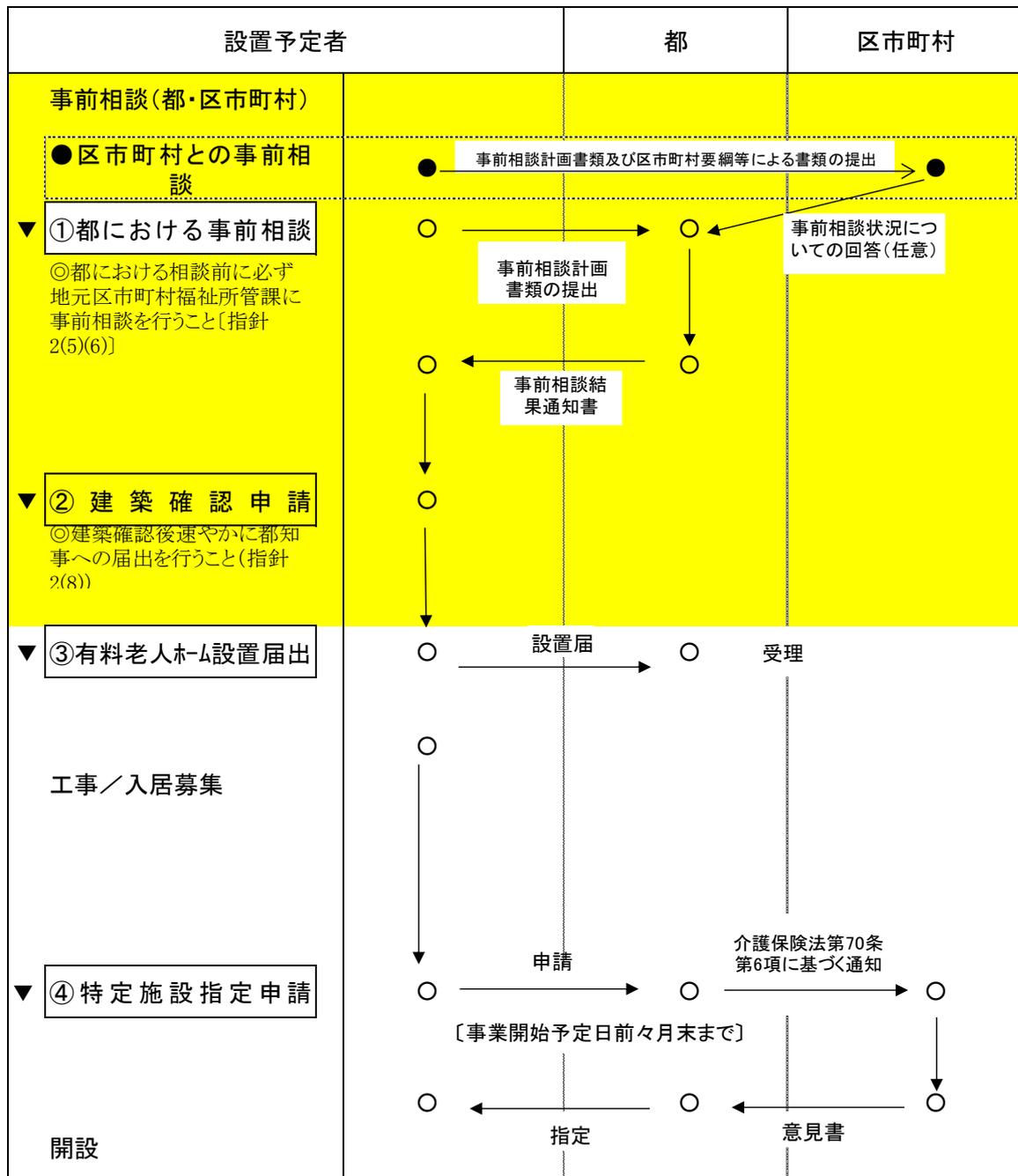
(有料老人ホーム・軽費老人ホーム)

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当  
電話：03-5320-4296（直通）

(サービス付き高齢者向け住宅)

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当  
電話：03-5320-4273（直通）

有料老人ホームの事務手続フロー



◇住宅型ホームについては、③の後開設。

◇事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書により行う。